# 日本赤十字九州国際看護大学 オープンアクセス方針

（趣旨）

第１条　日本赤十字九州国際看護大学（以下「本学」という。）は、本学の研究推進基本方針に基づき研究成果を学内外に広く発信・公表（以下「公開」という。）し、保健医療・福祉、看護の発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

（定義）

第２条　本方針における用語の定義は、次に定めるところによる。

（１）オープンアクセスとは、本学に在籍する教職員（以下「教職員」という。）の研究成果について、学内外からの自由な閲覧を保証することをいう。

（２）研究成果とは、出版社、学協会、大学等が発行した学術雑誌に掲載された、教職員を著者とする学術論文とし、学外の研究者との共同研究成果も含むものとする。

（研究成果の公開）

第３条　本学は、教職員による研究成果を、「日本赤十字九州国際看護大学学術情報リポジトリ」（以下「本学リポジトリ」という。）、または、その他当該研究成果の著者が選択する方法によって公開する。ただし、研究成果の著作権は本学には移転しない。

（本学リポジトリによる研究成果の公開）

第４条　本学リポジトリで研究成果を公開する場合、「日本赤十字九州国際看護大学学術情報リポジトリ運用指針」（以下「本学リポジトリ運用指針」という。）に沿う。本学リポジトリへの登録、公開、公開後のデータ利用条件等、リポジトリの運用に関わる事項は、本学リポジトリ運用指針にて取り扱う。

（適用の例外）

第５条　前項にかかわらず、著作権等のやむを得ない理由により本学リポジトリでの公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を非公開とすることができる。

（適用の不遡及）

第６条　本方針施行前に出版された研究成果や、本方針施行前に方針と異なる内容の契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

（その他）

第７条　本方針に定めるもののほか必要な事項は、本学オープンアクセス方針実施要領に

定める。
このほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、図書館運営委員会、FD/SD 委員会、研究倫理委員会で協議する。

（改廃）
第８条　本方針の改廃は、経営会議の議を経て、学長が行う。

（附則）
この方針は、令和４年１０月１日から施行する。